

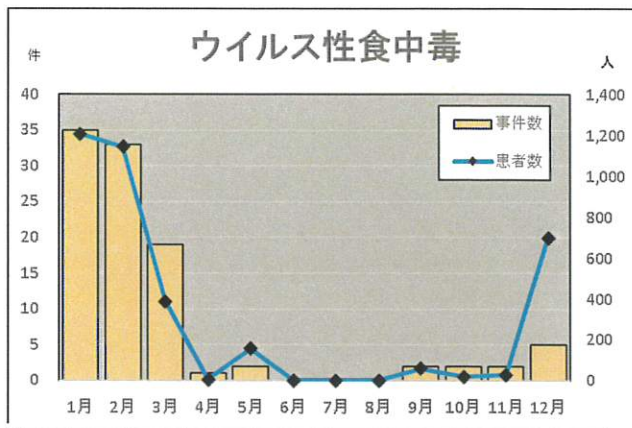
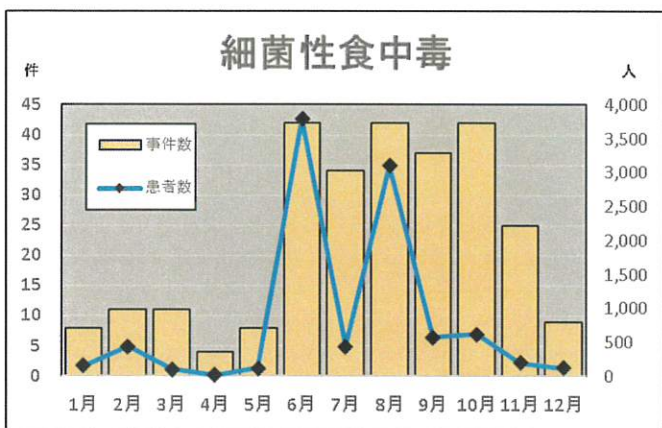
# 食品衛生情報 ふくおか

発行所

公益社団法人 福岡県食品衛生協会  
 電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613  
 e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp

令和3年5月24日(月) 令和3年度第2号  
 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17  
 トーカン博多第5ビル 705号  
 ホームページ: <http://www.fukuokaken-shokkyou.jp>

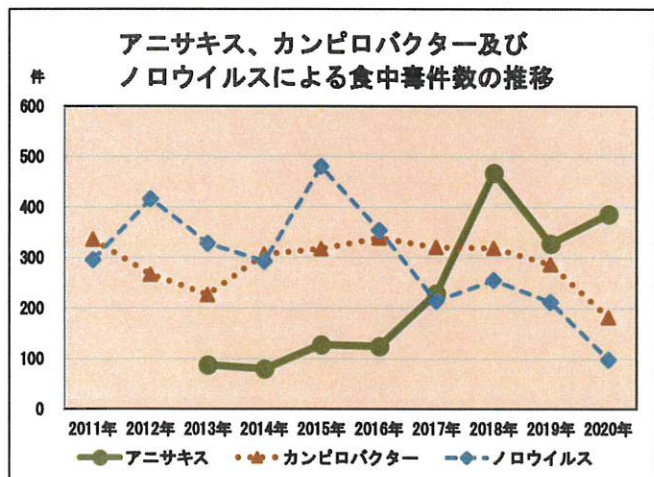
## ～2020年全国における月別食中毒発生状況～ (厚生労働省統計資料から)



※ 細菌性食中毒の事件数の 66.7%は「カンピロバクター・ジェジュニ/コリ」によるもの、患者数の 65.2%は、「その他の病原大腸菌」によるもの

※ ウイルス性食中毒事件数の 98.0%、患者数の 98.9%は、「ノロウイルス」によるもの

細菌性食中毒の多くは夏場に発生しますが、冬場にはウイルス性食中毒が多く発生するため、**年間を通して注意**が必要です。



厚生労働省が公表している食中毒統計資料によれば、2013年～2016年まで、寄生虫の一つであるアニサキスによる食中毒の報告数は、約90～130件の間を推移していましたが、2017年に234件、2018年に469件、2019年に328件と急増し、特に2018年は、鶏肉の生食などに起因するカンピロバクターによる食中毒の報告数を初めて上回り、以降、最も件数の多い食中毒となっています。

## ～令和2年度福岡県ふぐ処理師試験の合格状況～

受験者	合格者	合格率 (%)
72	38	52.8

(参考)

年度	受験者	合格者	合格率 (%)
R1	77	47	61.0
H30	104	57	54.8
H29	75	46	61.3
H28	70	45	64.3
H27	73	42	57.5

例年、当協会では、

**「ふぐ処理師試験準備講習会」**

を開催しています。

# ～食品等事業者の皆さまへお知らせ～

平成30年6月に食品衛生法が改正されたことは、皆さま既にご存知のことと思いますが、今年6月1日に施行される内容について、厚生労働省のリーフレット（一部加工）を掲載して改めてお知らせします。

食品等事業者の皆さまへ

食の安全のために

## 食品衛生法が改正されました

令和3年6月1日施行

- 食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。
- 食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、平成30年に改正を行いました。周知や経過措置の期間が終了し、令和3年6月1日から完全施行します。
- 営業許可申請、営業届出、リコール情報の報告はオンラインでの手続きが可能です。

ハザップ

### “HACCPに沿った衛生管理”を制度化



一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則として全ての食品等事業者に求めます。衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管してください。

小規模事業者等は、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

HACCP（ハザップ）

原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法

### “営業許可制度”の見直しと“営業届出制度”の創設



営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しを行いました。既存の営業者には業種に応じて、経過措置があります。

経過措置（例）

- ・新たに営業許可業種となる業種の営業者で、令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は、営業許可の取得に3年の猶予期間があります。
- ・既存の営業許可は期限まで有効です（下記の届出業種となる場合は届出不要です）。

営業届出制度の創設

HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度を創設しました。

「許可営業」と「届出対象外営業」以外の営業を営んでいる場合には、管轄の保健所に営業届出を行ってください。なお、許可営業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です。

経過措置（例）

- ・令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。

### 食品等の“リコール情報”の報告を義務化



事業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告を義務化しました。事業者は、回収に着手した旨、回収の状況を所管の自治体に届け出なければなりません。

届出された情報は一覧化してホームページ等で公表されます。